

雁の会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、雁の会会則第14条の規定により、雁の会役員・相談役及び名誉会員（初雁興業株式会社の従業員）について、慶弔金の支給の基準及び手続きなどを定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、雁の会役員・相談役及び名誉会員について適用するものとする。

- 2 雁の会役員・相談役及び名誉会員以外の会員についての慶弔金の取り扱いは、会長、副会長、相談役の協議により、その都度定めるものとする。

(種類)

第3条 慶弔金の種類は、つぎのとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 弔慰金
- ③ 傷病見舞金
- ④ 災害見舞金

(手続き)

第4条 慶弔金は、会長、副会長が協議し、これを専決し、直近の理事会で報告する。支払いは現金支給とし、原則として会長が対象者へ自参するものとする。

(慶弔金)

第5条 慶弔金の金額は、つぎのとおりとする。

- | | |
|--|-----------------|
| ① 役員・名誉会員の結婚 | 金3万円 |
| ② 名誉会員の結婚 | 金1万円 |
| ③ 役員・名誉会員の死亡 | 金5万円と生花（又は花環）一基 |
| ④ 役員・名誉会員の配偶者の死亡 | 金1万円と生花（又は花環）一基 |
| ⑤ 役員・名誉会員の両親の死亡 | 金1万円と生花（又は花環）一基 |
| ⑥ 役員・名誉会員の傷病見舞金 | 金1万円（入院3日以上） |
| ⑦ 災害見舞金については、会長、副会長、相談役の合議により
災害の状況等を鑑みて、その都度決定するものとする。 | |

「付則」

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

平成29年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正